

# 事務所だより

平成25年9月号

日本橋茅場町

安藤社会保険労務士事務所

TEL 03-6206-2320

こんにちは。まだまだ暑い日が続きますが、朝、夜については涼しい風を感じる日も出てきました。この日中の暑さももう少しの辛抱ですね。さて、この時期になりますと、最低賃金の引き上げの情報が気になるところです。厚労省の審議会では全国平均で14円とすることが決定され、東京、千葉、神奈川で19円、埼玉、茨城、栃木で12円程度の引き上げになると予想されます(改定後の最低賃金は10月頃から適用されます。適用日については、詳細が決まりましたらご連絡致します。)。この基準は生活保護水準との比較になりますが、そもそもの生活保護水準についても議論が必要であると思うところです。

安藤

## Contents

- 社会保険の調査について
- 成年後見制度とは
- 事務所スタッフより

## 社会保険の調査について

算定基礎届に関する年金事務所の調査(以下、「算定調査」)は、昨年より強化されているところですが、予定通り今年も多く企業が対象として選ばれています。4年(場所によっては6年)の間に全国各地の年金事務所は、管轄の企業をひと通り調査しますので、昨年、今年と選ばれなかった企業も、来年から再来年の間にほぼ選ばれることとなります。

このような調査は、年金事務所の算定調査に限らず他の行政、例えば労働基準監督署等でも頻繁に行われています(別表1参照)。近年の調査においては、これまでのものとは若干異なり、縦割りと言われた行政機関にも横の繋がりが出てきています。年金事務所と労働基準監督署による合同調査が行われるケースも見受けられます。

二つの行政機関による合同調査とまではいなくても、例えば、外国人労働者に関してはハローワークと入国管理局、年金記録については年金事務所と市区町村が連携を見せており、社会保険未加入業者については年金事務所が法務省を通して法人登記情報の提供を受け始めるなど情報の共有が進んできました。その他にも年金事務所は、ハローワークや地方運輸局等が保有する社会保険加入状況等の情報を受けることもしていますので、以前よりも早く社会保険未加入業者の把握ができるようになっています。

また、国土交通省は建設業者の社会保険加入率の

低さが大きな問題となっていることから、平成29年度までに100%の事業者が社会保険に加入するように指導等を行い始めました。具体的には建設業許可及び更新時、現場の立入検査、経営事項審査の際に社会保険の加入状況を確認し、未加入業者が発見されれば、まず加入指導をして自主的な社会保険への加入を促します。しかし、指導されているにもかかわらず無視し続けていると、最終的には悪質業者と認定され、職権により強制加入させられることとなります。

実は、自主的に加入するのと強制加入させられるのとでは大きな違いがあります。それは社会保険の加入日です。自主的に加入した場合は加入手続きを取った時点からの加入となりますが、強制加入の場合は最大で2年間さかのぼって加入させられます。そうすると2年間分の社会保険料も合わせて支払う必要がありますので、その負担額が大いに経営に影響を及ぼす可能性もあります。

最大2年間さかのぼっての加入は法律で定められたものなので、建設業に限らず他の業種でも同様のことが起き得ます。前述の算定調査だけでなく、年金事務所の社会保険未加入に関する調査も増えているのも注目すべき点です(別表2参照)。もちろん、「調査があるから加入しなければ・・・」というのではなく、本来の趣旨である労働者保護や、コンプライアンス(法令遵守)の観点からの加入であることは言うまでもありません。また、企業として

また、企業としての社会保険への加入はもちろんですが、労働者ごとの加入の手続きに漏れがないか、この機会に改めて確認することをお勧めいたします。

【別表1】 労働基準監督署の調査実績

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
定期監督等	100,535 件 (68.5%)	128,959 件 (73.9%)	132,829 件 (75.7%)
申告監督	36,444 件 (24.8%)	33,077 件 (18.9%)	29,442 件 (16.8%)
再 監 督	9,881 件 (6.7%)	12,497 件 (7.2%)	13,261 件 (7.5%)
合 計	146,860 件 (100.0%)	174,533 件 (100.0%)	175,532 件 (100%)

(資料：労働基準監督年報)

※ 定期監督：労基署が任意に事業所を選択して定期的に行う調査

申告監督：従業員が労基署へ労働基準法違反を通報した場合に行われる調査

再 監 督：最初に行われた調査の後、労基署から求められた是正を期日までに行わなかった場合など、事業所の対応が悪い場合に行われる調査

【別表2】 厚生年金等の適用促進に係わる平成23年度行動計画の達成状況

項 目	年間目標値 (A)	実 績 (B)	達成率 (B/A)	平成 22 年度実績 (備考)
職員による重点的加入指導 (内訳)	14,014 事業所	22,160 事業所	158.1%	(重点的加入指導) 13,450 事業所
・ 来所要請による重点的加入指導	1,210 事業所	1,424 事業所	117.7%	(来所要請) 2,894 事業所
・ 戸別訪問による重点的加入指導	12,804 事業所	20,736 事業所	161.9%	(戸別訪問) 10,556 事業所
立入検査実施数	405 回	567 回	140.0%	(立入検査実施数) 93 回
事業所調査件数	364,323 事業所	437,325 事業所	120.0%	(事業所調査件数) 157,477 事業所

(資料：日本年金機構「平成23事業年度業務実績報告書」)

成年後見

成年後見制度とは？

成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害などの理由で、判断能力が十分でない方の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、それらの方を法律的に支援する制度です。この制度により自分一人では困難な不動産や預貯金等の財産の管理や各種契約が安全に行えるようになります。

◇成年後見制度には、どのようなものがあるのか？

◎法定後見制度

家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、本人を保護・支援します。

なお、法定後見制度には、本人の判断能力の程度など

によって、「後見」「保佐」「補助」の3つの区分があります。

◎任意後見制度

将来、判断能力が不十分になった場合に備えて、「誰に」、「どのような支援をしてもらうか」をあらかじめ契約により決めておく制度です。この場合、必ず公正証書を作成します。

そして、本人の判断能力が低下したら、任意後見人は家庭裁判所が選んだ「任意後見監督人」のチェックのもと、本人に代わって財産を管理したり契約を締結したりして、本人を保護・支援します。

◇法定後見の「後見」「保佐」「補助」はどのような違いがあるのか？

◎「後見」に該当するのは、判断能力が欠けているのが通常の状態の方です。

成年後見人には財産管理についての全般的な代理権、取消権が与えられます。

なお、成年被後見人（本人）には、医師、税理士等の資格や会社役員、公務員等の地位を失う、印鑑登録ができなくなるなどの制限があります。

◎「保佐」に該当するのは、判断能力が著しく不十分な方です。

保佐人には特定の事項について、同意や取消しができません。本人が同意した事柄についての代理行為を行うことができます。

なお、被保佐人（本人）には、医師、税理士等の資格や会社役員、公務員等の地位を失うなどの制限があります。

◎「補助」に該当するのは、判断能力が不十分な方です。

補助人には本人が同意した事柄について、同意や取消し、代理行為を行うことができます。

なお、申立てには本人の同意が必要です。資格に関する制限はありません。

### ◇法定後見制度を利用するためにはどうすれば良いのか？

法定後見は、本人の住所地を管轄する家庭裁判所に申立てます。申立ての用紙は家庭裁判所に備え付けてあります。申立てができる人は、本人、配偶者、四親等以内の親族などです。申立てる人がいない時は、市町村長が申立てます。

### ◇成年後見制度を利用すると戸籍に載ってしまうのか？

成年後見制度ではその旨が戸籍に載ることはありません。その代わりに東京法務局に成年後見人などの権限や任意後見契約の内容などをコンピュータ・システムによって

登記し、本人や成年後見人などから請求があれば登記事項証明書が発行されます。

### ◇期間と費用はどのくらいかかるのか？

期間と費用はケースバイケースですが、一般的には期間は3～6ヶ月かかり、費用は切手・印紙代で5,000円～10,000円です。但し、鑑定（※）を要する場合は別途、鑑定費用が5～15万円かかります。また、申立てを弁護士や司法書士に依頼すると別途、報酬がかかります。

成年後見人等の報酬については、成年後見人等からの報酬付与の申立てに基づき成年後見人等の活動内容、本人の収入や資力を勘案し、家庭裁判所が決定します。

任意後見人の報酬については、本人と任意後見受任者との間で契約時にあらかじめ決めておきます。

### ◇成年後見人等の役割は何か？

成年後見人等の役割は、本人の意思を尊重し、かつ本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、本人に代わって、財産を管理したり必要な契約を結んだりすることによって、本人を保護・支援することです。

しかし、成年後見人等の仕事は、本人の財産管理や契約などの法律行為に関するものに限られており、食事の世話や実際の介護などは、一般に成年後見人等の仕事ではありません。成年後見人等はその事務について家庭裁判所に報告するなどして、家庭裁判所の監督を受けることになります。

Q  
&  
A

いつも元気な「まめ男先生」から今月もお知らせ豆知識。今回は、1ページ目の『社会保険の調査について』に関連する豆知識をお伝えします。



「まめ男先生」

Q. 建設業者の社会保険加入率が低いとのことですが、どのくらいの業者が未加入なのか。

A. 企業単位で約10%、労働者単位では約40%が未加入となっています。

建設業においては、下請企業を中心に社会保険（雇用保険、健康保険、厚生年金保険）に加入せず、法定福利費を適正に負担しない企業が多数存在することが問題とされています。

- 問題点**
- ・建設労働者の処遇の低下
  - ・若年者の入職率の低下
  - ・適正に法定福利費を負担する企業が競争上不利になる など

そのため、国土交通省では建設業者の社会保険加入について、平成29年までに企業単位で100%の加入を、また、労働者単位では製造業相当（雇用保険92.6%、厚生年金保険87.1%程度）の加入を目指すとして、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」を公表し、経営事項審査における減点幅の拡大や、加入指導などの様々な対策を打ち出しています。

この流れを受けて、運輸業の社会保険未加入対策について、国土交通省と厚生労働省の課長級会議が開かれたり、警備業では全国警備業協会が専門の小委員会を立ち上げるなど、他業界に広がりを見せ始めているのも注目すべき点です。

## ❖事務所スタッフより❖ …労務とは関係のないコーナーです。

先月は、猛暑日が続き体力的にも厳しい月でした。今月は過ごしやすい日が続いてほしいものです。

私は何故か蚊に好まれるようで、毎年夏は虫刺されに悩んでいます。

よく「O型の人刺されやすい」などと言われますが、O型の血液物質は蚊にとっての花の蜜に近いのだそうで、統計的にも最も刺されにくいといわれるA型の2倍刺されやすいとの結果が出ているそうです。(私もO型です・・・)また、蚊は明るい電気の周りなどに集まるイメージがありますが、本当は暗い色を好むそうで、肌が黒い人や、暗い色の服を着ていると刺されやすいという説もあります。

特に、お酒を飲んだあとは要注意です。蚊は呼吸による二酸化炭素に反応するので運動後、飲酒後はいつもより多くの二酸化炭素が吐き出されてしまい絶好の標的のです。

ここまで分かっている、それでも刺されてしまうのであとは撃退するしかありません。蚊取り線香、スプレー式、リキッドタイプ、ファン式など虫よけグッズはたくさんあります。現在は、成分や香りも体に害の少ない物も開発されているようです。

昔から使用されている虫よけといえば「蚊帳」ですが、幼少の頃は我が家でも蚊取り線香と蚊帳は欠かせませんでした。

近所で捕まえた蛍を蚊帳の中に放し、電気を消し蛍のほのかな光で就寝する。今考えると何とも贅沢な事をしていました。

蚊帳の歴史は古く、エジプトのクレオパトラも愛用していたと言われていいます。日本では江戸時代に庶民にも普及し、昭和の後期頃には家庭での使用は少なくなってきましたが、最近はエコブームでまた見直されているとか。

世界医療機関(WHO)は、蚊が媒介するマラリア、デング熱、脳炎等の効果的防護策としても注目しているそうです。

実際、本麻素材の蚊帳は体感温度が1~2℃低く感じるらしく、環境にも体にもやさしい優れものですね。

晩夏の蚊は意外と強敵です。うまく虫よけグッズを利用して涼しい秋を待ちたいものです。

清司



〒103-0025  
東京都中央区日本橋茅場町3-13-3  
第2ヒロタビル4階  
安藤社会保険労務士事務所  
TEL03-6206-2320 FAX03-6206-2321  
URL <http://www.ando-sr.jp/>  
e-mail [ando@ando-sr.jp](mailto:ando@ando-sr.jp)  
どうぞお気軽にお問い合わせください